

新

しく事業を
始める方へ

必ず

消防に

事前相談

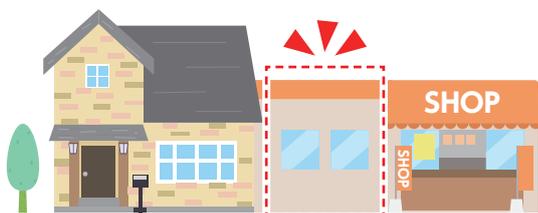
が必要です!



相談せずに進めると...

例1

建物の増築、改築、接続を
したところ...



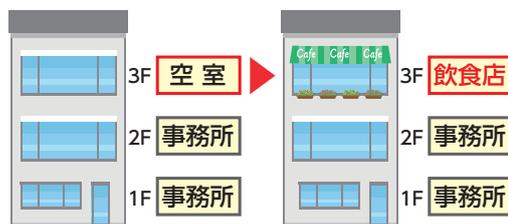
住宅と店舗を接続し、建物全体の面積や階が増えたことで、建物全体に屋内消火栓設備や自動火災報知設備等の設置が必要となった。



違法!

例2

テナントの入替え、改装工事を
したところ...



3階空きテナントに飲食店が入居し、建物の用途が変わったことで、建物全体に自動火災報知設備等の設置や防火管理者の選任が必要となった。



違法!

消防法に違反すると

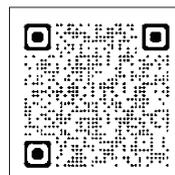
行政処分の対象に！

消防法に基づく命令や罰則を受ける場合があります。
命令を行ったときは、**標識の設置や公報への掲載等**により措置命令の内容などの周知を図ります。



違反建物として公表！

消防用設備等の未設置など消防法令に関する**重大な違反**が確認された場合には、建物名や違反の内容などを**公表**する場合があります。
建物の利用者にその建物の危険性を知ってもらい、利用を判断できるよう、違反建物情報として、消防機関のホームページでお知らせするものです。



違反対象物公表制度

▼とにかく「消防」に「事前相談」を！▼

事前相談のタイミングと窓口は？

▶ タイミング

- テナントに入居する前
※賃貸借により建物やテナントを使用する場合は、**賃貸借契約を結ぶ前**
- 増改築の工事前
※工事業者に依頼する場合は、**工事請負契約を結ぶ前**

▶ 相談窓口

「岡崎市消防本部予防課指導係」にご相談ください。
事前に下記「お問合せ先」に**ご予約**を取っていただくとスムーズです。



事前相談時に用意するものは？

▶ 建物や工事の概要がわかる図書

※配置図、求積図、平面図、立面図など

▶ 店内のレイアウトがわかる資料

※レイアウト図など

⚠ 注意 建物の状況や工事の内容に応じて、資料の追加をお願いする場合があります。



【お問合せ先】

岡崎市消防本部 予防課 指導係

(岡崎市朝日町3丁目4番地 消防本部2階)

TEL : 0564-21-9860 / FAX : 0564-21-9821 / Email : yobo@city.okazaki.lg.jp

事前相談時間 : 8時30分から17時15分まで(土日祝日除く)